

## 一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。また、一般名処方により、院外調剤薬局にて先発品、後発品を患者様が自由に選択いただけますが、令和6年10月より、患者様が後発医薬品のある先発医薬品を選択された場合には、後発品との差額の一部を負担する仕組み（長期収載品の選定療養費）が導入されています。

一般名処方についてご不明な点などございましたら薬剤師までご相談ください。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。これにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬を提供できやすくなります。

※令和6年10月より導入された長期収載品の選定療養とは

医療上の必要性がないにもかかわらず、患者様が後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を選択された場合に、後発品との差額の4分の1を患者様が負担する仕組み4（選定療養費）が導入されました。

茨城リハビリテーション病院